

様式第5号の2 (第2条の2関係)

正 副

開発行為協議申請書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申請します。

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

申請者住所
名称及び代表者名

(印)

(電話)

開 發 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の地名地番	岐阜市 (仮換地)
	2 開発区域の面積	公簿 実測 平方メートル 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	(電話)
	5 工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	6 自己の業務の用に供するもの、その他ものの別	自己の業務の用、その他
	7 法第34条の該当号及び該当する理由	第 号
	8 開発区域にかかるている用途地域等の名称	
	9 その他必要な事項	
※ 岐阜市受付	※ 協議により付した条件	

※印欄は、記入しないこと。

連絡先

TEL

開発行為協議申請書の記入方法

1欄は、開発区域の地名地番(土地改良区域内、土地区画整理事業区域内であれば、旧地番と仮換地番)を記入してください。

2欄は、土地の登記事項証明書の地積及び実測面積を記入してください。

3欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。

(1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等をカッコ書きで併記してください。

(2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。

(例) 専用住宅(共同建 1棟10戸)、専用住宅(長屋建 1棟4戸)

専用住宅(分譲住宅 10区画10棟10戸)

専用住宅(従業員住宅 3区画3棟3戸)、店舗(飲食店)

工場(自動車修理、○○馬力、○○m²)、倉庫(建築材料倉庫) 等

4欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。

7欄の該当号について(市街化調整区域内の場合に記入)

(法第34条)

第1号……周辺地域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業所等の建築物

第2号……市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な施設

第4号……農林漁業の用に供する施設(法第29条第1項第2号に該当する建築物を除く)

第5号……農林業等活性化基盤施設

第6号……中小企業の事業共同化又は工場、店舗の集団化に寄与する事業の用に供する施設

第7号……市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する施設

第8号……危険物の貯蔵処理のための施設

第9号……沿道サービス施設等の施設

第10号……地区整備計画に定められた内容に適合する施設

第11号……条例で指定する土地の区域内で、環境の保全上支障があると条例で定めるものに該当しない建築物

第12号……条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた建築物

第13号……既存権利者の届け出に基づき、5年以内に行うもので、自己の業務の用に供する施設

第14号……周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てることが困難か不適当な施設(開発審査会の審査を要するもの)

(注) 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第11条第1項の宅地造成に関する工事の協議が成立したものとみなします。

2 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 協議申請者の代表者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

4 ※印のある欄は記載しないこと。

5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

7 添付する設計図書には、設計者の記名押印と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。